平成２９年（フ）第９５９号
神戸市北区道場町生野558番地の10
債務者　足達　　健
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９４号
神戸市兵庫区水木通１丁目５番11―303号
債務者　江口　尚美
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９５号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目51番地　県営尼崎武庫川高層住宅１号棟109号
債務者　内海理恵子（旧姓竹内・宮﨑）
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２６号
島根県安来市黒井田町19番地１　ハイツ十神２号
債務者　樽　　寿徳（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
島根県安来市西赤江町468番地11
債務者　椿　　好治
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４０号
福岡県久留米市東櫛原町1374番地
債務者　荒尾　美穂
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２８８号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺1362番地
債務者　藤田　善文
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
大分市明野東２丁目１番２―62号
債務者　衛藤　輝義
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６号
宮崎県延岡市沖田町2439番地　ベルフィオーレ　101、前住所宮崎県延岡市北方町川水流卯964番地69
債務者　大久保綾香（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１５８号
宮崎県延岡市浜町554番地２　県営住宅55―４―103
債務者　戸髙　　猛
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１６１号
宮崎県日向市大字財光寺656番地　コーポ蹊207号
債務者　青山　大輔
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第２２号
群馬県利根郡みなかみ町藤原2285番地、住民票上の住所群馬県沼田市町田町291番地20
破産者　星野　勝夫
1　主文　当裁判所が平成29年11月28日午後１時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が、「群馬県利根郡みなかみ町藤原大字久保2245、住民票上の住所群馬県沼田市町田町291番地20」とあるのを、「群馬県利根郡みなかみ町藤原2285番地、住民票上の住所群馬県沼田市町田町291番地20」と更正する。
2　決定年月日　平成29年12月26日
前橋地方裁判所沼田支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第７２８号
名古屋市中村区横井１丁目132番地
破産者　青進化建工業有限会社
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４５号
仙台市若林区六郷10番２号
破産者　東伸工商株式会社
1　決定年月日　平成29年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１４号
福岡県久留米市六ツ門町17番地15　シャルマンハイツ古賀703号、前住所福岡県久留米市野伏間１丁目９番３号
破産者　木下　正中
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７２９号
名古屋市守山区小幡５丁目８番40号
破産者　堀　　**琢**也
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
宮城県角田市角田字老ケ崎２番地
破産者　仙石　照男
1　決定年月日　平成29年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部